

公布された規則のあらまし

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 47 号）

- 1 児童福祉法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（別表第 7 関係）
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 30 メートル以内の区域内について、学校や保育所と同様に拡声器の音量に関する制限を設けることとした。（別表第 7 関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 48 号）

- 1 自然公園の区域のうち、普通地域内において、同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が 1,000 平方メートルを超える太陽光発電施設を新築し、改築し、又は増築しようとする者は、届出を要することとした。（第 19 条関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第 49 号）

- 1 責任者の設置及び届出等の手続を廃止することとした。（第 6 条、第 7 条、第 10 条、様式第 3 号(ア)、様式第 3 号(イ)、様式第 4 号及び様式第 7 号関係）
- 2 牛由来の原料を原料として生産された普通肥料にあっては、その容器又は包装の外部に、保管、使用等の制限に関する事項を表示しなければならないこととした。（別表関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。